

## 愛国婦人会と軍事救護法

—当時の愛国婦人会本部の動向と山口支部の活動に焦点をあてて—

○ 関西学院大学 氏名 今井小の実 (002722)

キーワード3つ：愛国婦人会・社会事業・軍事救護法

### 1. 研究目的

本研究は、北清事変を契機に軍事援護団体として誕生しながら、大正後期より社会事業にも尽力していく愛国婦人会の活動の実態を検証する研究の一部である。そのなかでも今回の研究は、定款改正によって社会事業への道をひらいた1917（大正6）年当時の状況を中心にその背景を明らかにし、実際の活動の変化をそれ以降、大正末期までの山口支部に焦点をあて、検証することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

研究は、「戦前社会事業の到達点と現在への視座—福祉国家の源流をたどる—」（基盤研究B：17H02615）をテーマにした共同研究の一環であるが、主に戦時期を検討する研究課題において大正後期を対象とするのは、報告者が研究代表者として、福祉国家の源流という枠組みによって、戦前の社会事業の到達点を総括する役割も担っているからである。そのため研究の底流にあるのは、この時期に「銃後の護り」手としての女性を戦時体制に組み込んでいく土壌と、社会事業が戦争協力へと進む土壌が形成されたのではないか、という問題意識である。この状況を明らかにするために、愛国婦人会山口支部をフィルターにこの時期の愛国婦人会を検討していくという方法を採用した。

周知のように、愛国婦人会（以下、愛婦）は、1901（明治34）年、「北清事変」を契機に奥村五百子の提唱により、軍人遺家族救済目的で創設された我が国初の全国的な女性軍事援護団体であり、1942年に政府により大日本婦人会に統合されるまで、「半世紀近く戦争遂行システムを支え続け、心情的に女性を戦争支援に駆り立てていく上で大きな役割を果たした」（永原2007）と評価されてきた。その愛婦を社会事業、そしてこの時期を対象にする研究で扱うのは、冒頭でも紹介したように同団体が定款を改定し、社会事業にもかかわっていくようになるからである。

そこで今回の研究の対象時期は、定款改正の1917（大正6）年周辺の時期が中心となり、その後の活動の変化を明らかにするために大正末期の1926年までを検討する。時期を絞るとはいえ、海外にまで支部を持つ愛婦の全貌を掴むのは報告者の手にはあまる。そのため、報告者の研究実績がある山口県に置かれた支部を対象に検証を進めた。具体的には、山口県発行文書、『愛国婦人会山口県支部沿革誌』、機関誌『愛国婦人』、愛婦発行文書、行政文書、当時の新聞などの検討によって、研究の目的を達成した。

### 3. 倫理的配慮

当学会「研究倫理規程」と、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」（2015年）の「人文・社会科学分野における個人情報などの取扱い」（p42）に則り倫理的配慮に努めた。

#### 4. 研究結果

1917（大正6年）の定款改正について、1935年9月に愛婦が出版した『愛国婦人讀本』は、「軍事救護だけでは、平和が永く続くやうになると、多数の会員を擁する会としては、世間からも、会員自身からも、何か物足りないと思はれて来るといふ事も、亦止むを得ないところ」とその理由を伝えた（p98）。従来の研究も、定款改正の背景についてこの愛婦の見解をほぼ踏襲する形で伝えている。たとえば、「…資本主義の発展、大正デモクラシーの高揚という新しい時代に遭遇し、たんに軍事後援団体としてとどまることは不可能であり、「あらたに幅広い社会事業にとりくむことをきめた」（永原1976：19）とされ、あるいは清水は同書を引用し説明している（清水2001：99）。このように定款改正の主な理由については、平時の存在意義を問われた愛婦側の対応策であったと理解されてきた。

しかし今回の研究で、定款改正には同時期に制定された軍事救護法が密接に関係していることが明らかになった。すなわち同法の対象と愛婦の援護対象との重なりとズレから、「実行内容も方法もすべて内務省の手にゆだねられた官製婦人団体」（伊藤1997：35）だった愛婦と内務省側の思惑の結果が定款改正と、その後の活動の変化につながったとみることができる。学会当日は、この状況を詳細に報告するために、愛婦側だけでなく、軍事救護法関連の文献も紹介し、その根拠を示したい。

#### 5. 考察

従来の研究が触れてこなかったとはいえ、この研究結果は、設立当初からそのパイプができ、「内務省の指導統制のもと、府県知事夫人を地方支部長とし、地方における有力・「名望」婦人を傘下に収め」（鈴木1995：23）発展を遂げてきた愛婦の状況から見れば、さほど驚くことでもないという見方も出来よう。愛婦の研究は、戦争協力への責任は免れ得ないとの認識から、その存在の大きさに比して女性史の研究が少ないという限界、また傷病兵や遺家族への援護をベースにした軍事援護事業は社会事業にも関わりが深いにも拘らず、社会事業史では地方史研究の一環として史資料の紹介に終始する傾向があったという状況が、この時期の愛婦の社会事業への軌道修正を内務省の動向と併せて検討することから遠ざけたのではないだろうか。今後、さらに愛婦の同時期の社会事業の実態を詳らかにし、戦時の女性動員の土壌形成の装置として社会事業が機能していたことを検証していきたい。

#### 【引用文献】

- 伊藤康子（1997）「地域女性史からみた愛国婦人会」『中京女子大学研究紀要』第31号  
 清水美知子（2001）「愛国婦人会の〈女中〉をめぐる社会事業—両大戦間期を中心に—」『関西国際大学研究紀要』第2号  
 鈴木裕子（1995）「解説」鈴木裕子編『日本女性運動資料集成 第10巻 戦争—官製婦人団体による運動と戦争体制への動員—』不二出版  
 永原紀子（2007）「愛国婦人会」『日本女性史大辞典』吉川弘文館/同（1976）「大正・昭和期における婦人団体の社会的機能—愛国婦人会茨城支部をめぐって—」『茨城県史研究』第36号